

手数料表

- ・ 求職者からは、手数料を徴収いたしません。
- ・ 求人者から徴収する最大手数料については、下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
【一般登録型】 求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 <u>2,000 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【サーチ/スカウト型】 求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 <u>3,000 円</u>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>100,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>10,000 円</u> （または、活動 1 時間あたり <u>2,000 円</u> ） 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【再就職支援型】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>30,000 円</u> 相談・助言終了時 <u>30,000 円</u> 成功報酬 <u>40,000 円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

・ 返戻金制度に関する事項

求人者への雇入れ後 6 か月以内に求職者が本人の都合により退職した場合は、手数料の 0%～80%を返還致します。

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

株式会社ろくろく

許可番号 23-ユ-302166